

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社 ReSaltus

放課後等デイサービス Salta

1. 基本方針

身体拘束等は、児童の行動や生活の自由を制限し、心身の発達や尊厳ある生活を妨げるおそれがある行為である。本事業所では、児童一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を十分に理解したうえで、身体拘束等を行わない支援の実施に努める。

(1)身体拘束等および行動制限の原則禁止

原則として、身体拘束およびその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。

(2)やむを得ず身体拘束等を行う場合の基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次の3要件をすべて満たす必要があり、その判断は職員個人ではなく、組織として慎重に行う。

①切迫性

児童本人または他の児童・職員の生命、身体、権利が著しく危険にさらされる可能性が高い場合。

②非代替性

身体拘束等以外に有効な代替手段が存在しない場合。

③一時性

身体拘束等は必要最小限の時間に限定され、一時的なものであること。

(3)日常支援における留意事項

身体拘束等を必要としない支援を実現するため、日常的に次の事項に取り組む。

①児童主体の活動を尊重し、安心して過ごせる環境づくりに努める。

②言葉かけや対応において、児童の精神的自由や安心感を損なわないよう配慮する。

③児童の思いや気持ちを丁寧にくみ取り、保護者や関係職種と連携しながら、個々の特性に応じた支援を行う。

④安全確保を理由として、安易に児童の行動や自由を制限することがないように留意する。

⑤やむを得ず安全確保を優先する必要がある場合は、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥「やむを得ない」として、拘束に準ずる行為を行っていないか、常に支援を振り返り、児童が主体的に生活できるよう努める。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束等の廃止および適正化を図るため、身体拘束等適正化委員会を設置し、検討結果について職員へ周知徹底を行う。なお、本委員会は虐待防止委員会と同時開催することができるものとする。

① 委員会の構成

委員会の構成員は、虐待防止委員会の構成員に準ずる。

② 委員会の開催

委員会は概ね年1回以上開催する。また、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合、または行う可能性が生じた場合には、随時開催する。

③ 委員会の検討事項

- ・ 身体拘束等廃止に向けた現状把握および改善策の検討
- ・ やむを得ず身体拘束等を行う場合の妥当性および手続きの確認
- ・ 身体拘束等を実施した場合の解除および再発防止の検討
- ・ 職員全体への周知・指導
- ・ 身体拘束等廃止・適正化に関する職員研修の企画・実施

※必要に応じて、他職種職員の参加を認める。

3. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員を対象に、身体拘束等廃止と児童の人権を尊重した支援の実現を目的とした研修を実施する。

- ・ 研修は原則として年1回以上実施する。
- ・ 新規採用職員に対しては、採用時に本指針を含めた研修を行う。
- ・ 研修内容、資料、参加者については記録し、適切に保存する。

4. やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

(1) 利用前(事前に想定される場合)

事前の情報等から、緊急やむを得ず身体拘束等が必要となる可能性が想定される場合は、身体拘束等適正化委員会において協議を行う。協議後、身体拘束等の内容、方法、時間等について保護者へ説明し、書面により同意を得る。

(2)利用中

利用中の状況から緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は、実施件数や状況について身体拘束等適正化委員会で確認し、実施の妥当性や解除状況について検討し、議事録として記録する。

(3)緊急時

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、職員間で協議のうえ、その理由や状況を記録する。その後、速やかに身体拘束等適正化委員会で検証を行い、保護者へできる限り早く説明し、同意を得る。

5. 指針の閲覧

本指針は、保護者および関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内への掲示またはホームページ等により公表する。

6. その他

内部研修の実施に加え、外部機関が提供する研修等にも積極的に参加し、支援の質の向上に努める。

- ・ 訓練の実施
- ・ 身体拘束適正化・虐待防止の職員研修・訓練を実施する。(年1回)
- ・ 職員の新規採用時には身体拘束適正化・虐待防止研修を実施する。

令和7年4月1日施行